

確認検査業務規程認可基準 新旧対照表

改定後	現行
<p>確認検査業務規程認可基準</p> <p>平成 19 年 6 月 20 日制定 平成 24 年 7 月 24 日改定 平成 27 年 5 月 1 日改定 <u>令和 6 年 3 月 27 日改定</u></p>	<p>確認検査業務規程認可基準</p> <p>平成 19 年 6 月 20 日制定 平成 24 年 7 月 24 日改定 平成 27 年 5 月 1 日改定</p>
(略)	(略)
<p>第 1 章 確認検査業務規程に記載する事項</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 確認検査員又は副確認検査員の選任及び解任に関する事項</p> <p>(1) 選任する<u>確認検査員又は副確認検査員</u>の人数及びそのうち確認検査の業務に専任とする人数が定められていること。</p> <p>(2) 選任する<u>確認検査員又は副確認検査員</u>の人数の決定及び変更方法が定められていること。</p> <p>(3) <u>確認検査員又は副確認検査員</u>を解任する場合の要件が定められていること。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 確認検査員又は副確認検査員の配置に関する事項</p> <p>(1) 事務所(本店を含む。)ごとに配置する<u>確認検査員又は副確認検査員</u>の最</p>	<p>第 1 章 確認検査業務規程に記載する事項</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 確認検査員の選任及び解任に関する事項</p> <p>(1) 選任する確認検査員の人数及びそのうち確認検査の業務に専任とする人数が定められていること。</p> <p>(2) 選任する確認検査員の人数の決定及び変更方法が定められていること。</p> <p>(3) 確認検査員を解任する場合の要件が定められていること。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 確認検査員の配置に関する事項</p> <p>(1) 事務所(本店を含む。)ごとに配置する確認検査員の最低人数が定められ</p>

改定後	現行
<p>低人数が定められていること。</p> <p>(2) 事務所において、<u>確認検査員又は副確認検査員</u>の一時的な不足により確認検査の業務を行うことが困難となった場合の措置が定められていること。</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 確認検査の業務の実施体制に関する事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>確認検査員又は副確認検査員</u>が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者でないことが定められていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>11. 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 確認検査の業務に関する書類の管理について、少なくとも法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類（指定機関省令第 29 条第 2 項の規定によるファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>を含む。）の保存期間、総括責任者及び実施責任者の設置、管理簿の調製並びに保存期間の満了日その他管理簿に記載する事項が定められていること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>12. ～13. (略)</p> <p>第 2 章 (略)</p> <p>(附則)</p> <p>1 この基準は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>ていること。</p> <p>(2) 事務所において、確認検査員の一時的な不足により確認検査の業務を行うことが困難となった場合の措置が定められていること。</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 確認検査の業務の実施体制に関する事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 確認検査員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者でないことが定められていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>11. 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方法</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 確認検査の業務に関する書類の管理について、少なくとも法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類（指定機関省令第 29 条第 2 項の規定によるファイル又は<u>磁気ディスク</u>を含む。）の保存期間、総括責任者及び実施責任者の設置、管理簿の調製並びに保存期間の満了日その他管理簿に記載する事項が定められていること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>12. ～13. (略)</p> <p>第 2 章 (略)</p> <p>(附則)</p> <p>1 この基準は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）</p>

改定後	現行
	<u>の施行の日（平成 27 年 6 月 1 日）から施行する。</u>